

刑事施設における業務の概要



東京矯正管区第二部長 竹中 樹

受刑者の処遇の原則等

刑事収容施設法第30条

（受刑者の処遇の原則）

受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。

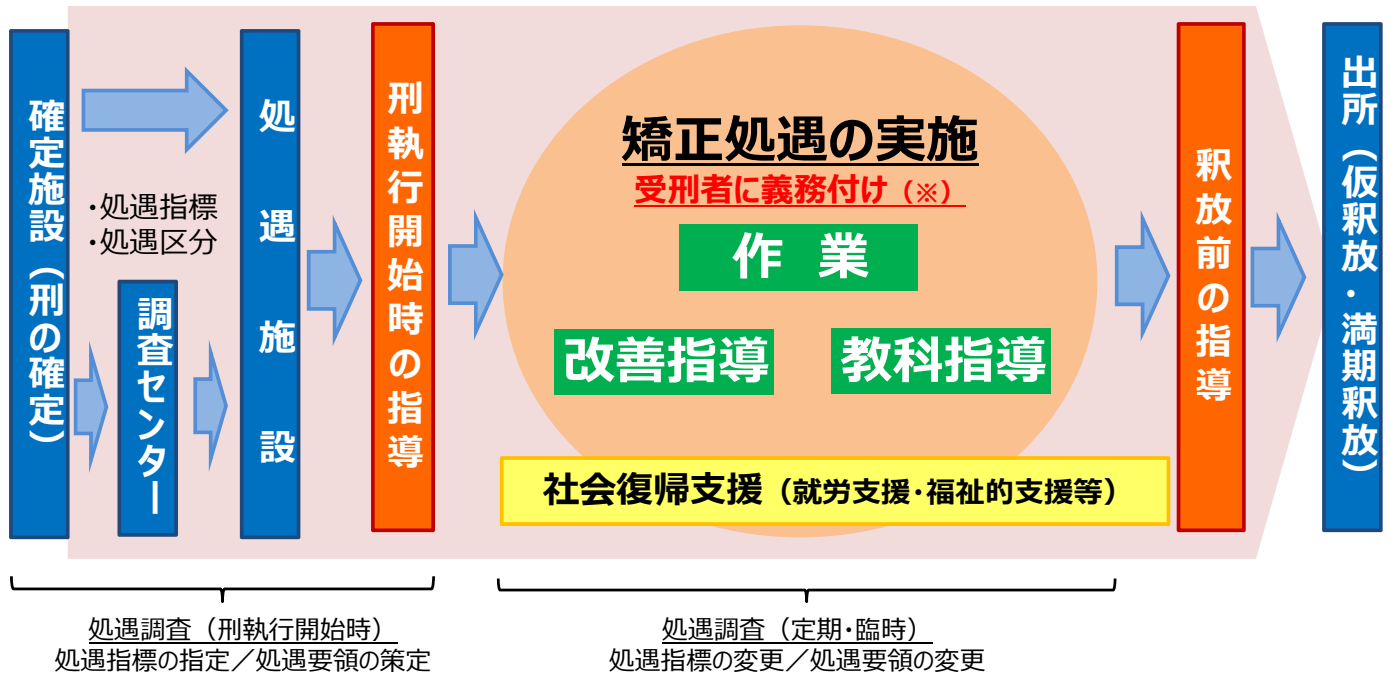
同法第86条第1項

（集団処遇）

矯正処遇等は、その効果的な実施を図るため、必要に応じ、受刑者を集団に編成して行うものとする。

※ 矯正処遇等 = 作業，改善指導，教科指導，刑執行開始時指導及び釈放前指導

受刑者の入所から出所までの流れ（刑の執行と再犯防止に向けた取組）



（※） 正当な理由なく矯正処遇を拒んではならないことが遵守事項に定められ、これに違反した者に対しては、懲罰を科すことが可能（間接強制）

処遇調査

○ 処遇調査の目的

受刑者の処遇や社会復帰支援に必要な基礎資料を得るためのもの

- ・処遇指標の指定
- ・処遇施設の指定
- ・処遇要領の策定
- ・その他処遇上の参考資料

○ 処遇調査の主な手法 ～ 法務技官（心理）等が実施

- ・面接
- ・診察
- ・検査
- ・行動観察
- ・公務所又は公私の団体への照会 等

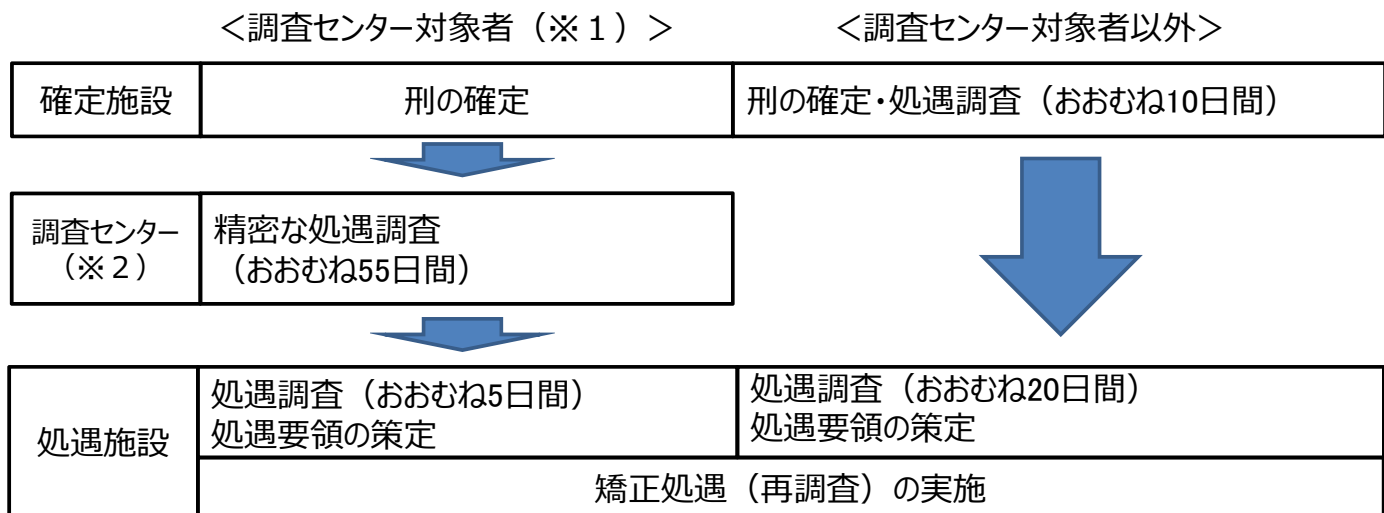
○ 処遇調査における調査事項

- ・精神状況
- ・身体状況
- ・生育歴，教育歴，職業歴
- ・暴力団その他の反社会的集団への加入歴
- ・非行歴及び犯罪歴並びに犯罪性の特徴
- ・家族その他の生活環境
- ・職業・教育等の適性及び志向
- ・将来の生活設計
- ・その他受刑者の処遇上参考となる事項

★ 少年鑑別所の知見の活用等

- ・ 少年鑑別所において作成された少年簿の活用
- ・ 受刑者の処遇に関する少年鑑別所の長に対する求意見（16歳未満）
- ・ 少年鑑別所の長に対する鑑別の依頼（20歳未満）
- ・ 少年鑑別所職員による共助

処遇調査の流れ



※1 調査センター対象者（刑期等により対象外となる場合あり）

- ① 16歳未満
- ② 20歳未満の初入の男子
- ③ 26歳未満の初入の成人男子
- ④ 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪によって刑に処せられた初入の者（26歳以上30歳未満）
- ⑤ 性犯罪者調査が必要と認められる者

※2 調査センター

各矯正管区ごとに札幌刑，宮城刑，川越少刑，名古屋刑，大阪刑，広島刑，高松刑，福岡刑を指定

処遇指標（①矯正処遇の種類及び内容）

種類	内 容	符号	
作 業	一般作業	V 0	
	職業訓練	V 1	
改善指導	一般改善指導	R 0	
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R 1
		暴力団離脱指導	R 2
		性犯罪再犯防止指導	R 3
		被害者の視点を取り入れた教育	R 4
		交通安全指導	R 5
就労支援指導	R 6		
教科指導	補習教科指導	E 1	
	特別教科指導	E 2	

処遇指標 (②属性, ③犯罪傾向の進度)

属 性	符号
拘留受刑者	D
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	J t
精神上的の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M
身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P
女子	W
日本人と異なる処遇を必要とする外国人	F
禁錮受刑者	I
少年院への収容を必要としない少年	J
執行すべき刑期が10年以上である者	L
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人	Y
犯 罪 傾 向 の 進 度	符号
犯罪傾向が進んでいない者	A
犯罪傾向が進んでいる者	B

処遇区分 (例)

施設名	矯正処遇							属性／犯罪傾向の進度
	V 1	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
栃木刑務所	○	○			○	○	○	W, WF, WJ
喜連川社会復帰促進センター	○	○		○	○	○	○	A
府中刑務所	○	○	○	◎	○		○	M, P, F, LB, B
横浜刑務所	○	○	○	○	○	○	○	F, LB, B
川越少年刑務所	○	○		◎	○	○	○	I, F, FJ, JA, YA, A, B
大阪刑務所	○	○	○	◎	○		○	F, LB, B
姫路少年刑務所	○	○		○	○	○	○	FJ, JB, YB, B

◎は、性犯罪再犯防止指導の指導科目「本科」を実施することを示す。

処遇要領

- ◎ 矯正処遇は、**処遇要領**に基づき実施
- ◎ **処遇要領**とは、矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領であり、**処遇調査**の結果等を踏まえ、改善更生及び円滑な社会復帰の支障となる事情、心身の状況、執行すべき刑期、釈放後の生活設計等を総合的に考慮して策定
- ◎ 矯正処遇の進展の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、処遇調査（再調査）の結果に基づき、処遇要領を変更
- ◎ 少年受刑者（入所時）については、処遇過程を「導入期」、「展開期」、「総括期」の3期に分け、それぞれ段階的・発展的な矯正処遇の目標を立て、処遇を実施

処遇要領（一般の受刑者）の例

作成年月日	(決裁欄)	
H29.4.1		
処遇要領票	施設名	〇〇刑務所
	番 号	〇〇〇
	氏 名	〇〇〇〇
矯正処遇の目標	1 自分の言動に責任を持たせ、何事にも誠実に取り組ませる。 2 幅広い視野で物事を考える習慣を身に付けさせる。 3 交通安全軽視の姿勢を改めさせる。	
矯正処遇の内容・方法	作 業	一般作業
	改善指導	一般改善指導 特別改善指導（交通安全指導）
	教科指導	該当なし
矯正処遇実施上の留意事項	本件概要：過失運転致傷（…したもの） 心身の状況：（現在症：） 共犯者：〇〇〇〇, 〇〇〇〇 保護環境：引受人は実母を希望 矯正処遇に関する本人の希望：職業訓練の受講を希望しているが、具体的な種目は未定。出所後は就労希望であるが、就労先は未定（就労支援を受ける希望あり）。	
備 考	該当なし	

処遇要領（少年受刑者）の例

作成年月日	処遇期間	(決裁欄)				
H29.4.1	H29.4～H32.3					
少年受刑者 処遇要領票	施設名	〇〇少年刑務所	番号	〇〇〇	氏名	〇〇〇〇
	矯正処遇の目標	1 地道に物事に取り組む姿勢を身に付けさせ、堅実な生活設計を立てさせる。 2 他者の気持ちを配慮しつつ、積極的に自己表現して他者と接することができるようにさせる。 3 事件に至った自己の問題性を認識させ、被害者や遺族の心情に誠意ある姿勢で向き合わせる。				
処遇過程	(導入期) H29.4～H29.9 (6か月間)	(展開期) H29.10～H31.9 (2年間)	(総括期) H31.10～H32.3 (6か月間)			
処遇過程別の矯正処遇の目標	1 規則を意識して地道に生活する。 2 役割活動を通して集団生活に慣れる。 3 本件や被害者感情を振り返る。	1 目標を持って粘り強く努力する。 2 自己表現力を高めつつ、他者と協力し、物事をやり遂げる力を養う。 3 事件に至った自己の問題性について洞察を深め、被害者に対する謝罪の気持ちを持つ。	1 見通しを持ち、地道に取り組む姿勢を定着させる。 2 互いの感情や考え方に折り合いをつけながら、協調した生活を送る。 3 被害者の痛みへの理解を深め、再犯防止のための決意を固める。			
矯正処遇の内容・方法	作業	一般作業	一般作業 職業訓練	一般作業 職業訓練		
	改善指導	一般改善指導（個別面接、日記指導、自己表現指導、ゲストスピーカーによる講話、体育）	一般改善指導（個別面接、日記指導、自分史作成、家族とのロールタリング、情操教育、体育） 特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）	一般改善指導（個別面接、日記指導、情操教育、体育）		
	教科指導	該当なし	特別教科指導（高卒認定試験受験指導）	特別教科指導（高卒認定試験受験指導）		
矯正処遇の実施上の留意事項	本件概要：傷害（・・・したもの） 心身の状況：（現在症： ） 共犯者：〇〇〇〇、〇〇〇〇 保護環境：引受人は実母を希望 矯正処遇に関する本人の希望：職業訓練は建築科を希望。出所後は就労希望であるが、在所中に高卒認定試験を受ける意志あり。					
備考						

矯正処遇等を行う日・時間

矯正処遇等

作業＋改善指導＋教科指導＋刑執行開始時指導＋釈放前指導

矯正処遇等を行う日

◎ 原則として平日

- ⇒ 土・日・祝日や年末年始、お盆等には、原則として矯正処遇等を行われない。
- ⇒ 1月につき4日（PFI刑務所以外は2日）の範囲内で、作業を行わず、専ら矯正指導※だけを行う日（いわゆる「矯正指導日」）が設けられている。

※ 矯正処遇等から作業を除いたもの

矯正処遇等を行う時間

◎ 1日につき8時間※以内

※ 矯正指導を行う場所の確保、製造作業に係る製品の納期限その他の事情から必要があるときは12時間

受刑者の一日の生活

《 受刑者の動作時限表（例） 》

	6:40	7:50	12:00	12:30	16:40	21:00					
平日	起床・洗面	朝食	出室	矯正処遇の実施 (作業・教育・職業訓練)	運動※	昼食	矯正処遇の実施 (作業・教育・職業訓練)	還室	夕食	余暇時間 (クラブ活動)	就寝

※ 運動は、毎日(平日)、30分以上実施されている。この他に入浴が週2回以上実施されている。



	7:00	8:00	12:00	16:40	21:00			
矯正指導日	起床・洗面	朝食	教育・読書・自主学習等	昼食	教育・読書・自主学習等	夕食	余暇時間 (クラブ活動)	就寝

作業① ～刑務作業の概要～

意義

- 我が国の自由刑の中心である懲役刑の本質的要素である「所定の作業」を具体化するもの
- 受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る上で、重要な機能を有する処遇方策
- 受刑者処遇の基本をなすもの

機能

1. 規則正しい勤労生活を維持させ、規律ある生活態度を習得させること。
2. 共同作業を通じて望ましい社会共同生活への順応性を養うこと。
3. 勤労意欲を養成すること。
4. 職業的な技能及び知識を付与すること。
5. 与えられた作業目標の達成を通じて忍耐力ないし集中力を養うこと。

受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を促進

※作業報奨金……刑事施設の長が、その収容中に刑務作業に就いた受刑者に対し、原則釈放時に支給する報奨金であり、その意義は、受刑者の勤労意欲を高めることにより改善更生の意欲を喚起し、所持金を持たせて釈放することによって円滑な社会復帰の一助とすることにある。

作業② ～刑務作業の種類～

【生産作業】

物品を製作する作業及び労務を提供する作業

- ・木工, 印刷, 洋裁, 農業等の業種を実施
- ・就業人員: 約37, 500人 (H28.3月末)
- ・全国で約2, 200社の企業と契約



【職業訓練】

職業に必要な知識及び技能を習得させ, 又は向上させることを目的として実施する計画的・組織的な訓練

- ・出所後の就労に資する資格や技能を取得
- ・H28年度計画: 63施設25科目7, 519人
- ・自動車整備士, 介護職員初任者研修修了証, 建設機械オペレータ資格など, 出所後, 就労に結びつく資格等も取得できる訓練
- ・H27年度資格取得者数: 8, 140人

【自営作業】

刑事施設内における炊事, 洗濯等の経理作業, 建物等の修繕等の営繕作業

- ・炊事, 洗濯, 理髪, 営繕等の作業
- ・就業人員: 約8, 600人(H28.3月末)



【社会貢献作業】

社会に貢献していることを受刑者が実感することで改善更生及び円滑な社会復帰に資する作業

- ・通学路等の除雪作業や植生保全のための除草作業など27件実施(H28.3月末)



改善更生・社会復帰に資する作業となるよう配慮
→単純軽作業しか就業できない受刑者の増加

作業③ ～職業訓練の概要～

【職業訓練の一例】



介護福祉科

介護職員初任者研修修了証



建設機械科

(大型特殊機械課程)

大型特殊自動車免許等



CAD技術科

(基礎課程・応用課程)

CAD利用技術者(1・2級)等

平成28年度は25科目(その他, 公サ法・PFI施設で22科目)

○ 雇用ニーズに応じた職業訓練の実施

⇒訓練種目の新設, 改廃

※ 訓練適格者の確保が困難

※ 協力事業主等から, 社会人としての基礎力(忍耐力や対人関係コミュニケーションスキル等)の向上を求める意見多数

改善指導

- 1 薬物依存や暴力団への加入などの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行う **特別改善指導**を実施

種 類	対象者
① 薬物依存離脱指導（R1）	麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者
② 暴力団離脱指導（R2）	暴力団員である者
③ 性犯罪再犯防止指導（R3）	性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者
④ 被害者の視点を取り入れた教育（R4）	生命を奪い、又は身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者
⑤ 交通安全指導（R5）	被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を反復した者
⑥ 就労支援指導（R6）	刑事施設において職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者 等

- 2 被害者等の感情を理解させ、罪の意識を培わせること、心身の健康の増進を図ること、社会適応に必要なスキルを身につけること等を目的として、**一般改善指導**を実施

（例）犯罪被害者遺族による講話、教養番組視聴、健康運動指導、酒害教育、窃盗防止教育、職業講話、対人関係円滑化指導（SST等）

教科指導

1 補習教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う指導

⇒ 学校教育（小・中学校）の教科の内容に準ずる内容の指導

2 特別教科指導

学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対して、その学力に応じた指導を行うもの

⇒ 学校教育（高等学校等）の学科又は教科に準ずる内容の指導

- ★ 平成19年度からは、文部科学省と連携し、全国の矯正施設を試験会場として、高等学校卒業程度認定試験を実施

<受験状況>

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
受 験 者	393	377	425	396	418	503	501
1科目以上合格者	377	349	392	357	393	482	464
（うち高卒認定合格者）	143	134	152	153	137	212	197

（単位：年度・人）

開放的な処遇

外部通勤作業 (法96条1項)

- 受刑者を刑事施設の職員の同行なしに、刑事施設の外の事業所に通勤させて業務に従事させる制度

外出・外泊 (法106条)

- 受刑者の円滑な社会復帰を図る上で、釈放後の住居の確保等のために外部の者を訪問する等の必要がある場合に、刑事施設の職員の同行なしに、刑事施設から外出し、または7日以内の期間で外泊をすることを許す制度

電話等による通信 (法146条)

- 受刑者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるとき等に電話等による通信を許すことができるもの

少年受刑者の処遇の特徴

～ 少年受刑者等の処遇の充実について（矯正局長通達） ～

個別担任制

- 少年受刑者ごとに、当該受刑者が就業する工場担当者等の中から個別担任を指定し、個別面接、日記指導等の個別に行う指導を継続的に実施すること。

矯正処遇の実施に関する配慮

- 教科指導を重点的に実施するほか、できる限り職業訓練を受けさせ、一般作業に従事させる場合においても、有用な作業に就業させるなど、少年受刑者の特性に応じた矯正処遇を行うよう配慮すること。

家族等との関係の維持及び改善

- 少年受刑者に対しては、家族等との関係を維持し及び改善させるための働き掛けを積極的に行うこと。

義務教育年齢にある被収容者に対する学習機会の付与

- 学習用図書や教材の整備に努めるなどの措置を講ずるなどして、できる限りその者の学習に必要な便宜を図ること。

少年刑務所における矯正処遇の特色

◎ 職業訓練

全国6施設ある少年刑務所のうち、3施設（函館、川越及び佐賀）が総合職業訓練施設として指定され、一部の施設では、訓練受講を希望する少年受刑者を優先して受講させるなどの配慮を行っている。

※ 奈良少年刑務所も総合職業訓練施設として指定されていたところ、平成28年度末をもって廃庁となっている。

◎ 教科指導

- 盛岡少年刑務所、松本少年刑務所においては、近隣の高等学校の協力の下、**高等学校の通信制課程**を設置

（特別教科指導の一環として3年間の高等学校教育を実施）

※ 松本少年刑務所においては、全国から入学希望者を募集

- 松本少年刑務所においては、近隣の旭町中学校の協力の下、**中学校の分校（桐分校）**を設置

（補習教科指導の一環として1年間の中学校教育を実施）

※ 全国から入学希望者（聴講希望者）を募集



松本少年刑務所・高校通信制課程の日課（平成28年度）

<前期>（午前：授業，午後：刑務作業）

曜日 時限	月	火	水	木
1時限	保健・体育	日本史	コミュ英語Ⅰ	保健・体育
2時限	化学	現代文	地理 数学Ⅱ	現代社会／家庭総合 書道
3時限	数学Ⅰ 物理基礎	国語総合	世界史 コミュ英語基礎	コミュ英語Ⅱ

<後期>（午前：授業，午後：刑務作業）

曜日 時限	月	火	水	木
1時限	保健・体育	日本史	ビジネス基礎 コミュ英語Ⅰ	保健・体育
2時限	家庭総合 生物基礎	コミュ英語Ⅱ 現代文	地学基礎	書道
3時限	数学Ⅰ 物理基礎	国語総合	地理 世界史	数学Ⅱ

松本少年刑務所・桐分校における日課（平成28年度）

曜日 時限	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1時限	技術	社会	保健体育	保健体育	保健体育
2時限	理科	音楽	理科	英語	国語
3時限	数学	音楽	英語	総合学習	理科
4時限	保健体育	保健体育	数学	国語	理科
5時限	美術	英語	国語	数学	社会
6時限	美術	英語	国語	総合学習	数学
7時限	社会	理科	道徳	社会	社会

※ 授業開始前の10分間及び授業終了後の15分間の清掃時間は刑務作業

※ 懲役受刑者については、桐分校在学中(1年間)以外の受刑期間は、一般の受刑者と同様に刑務作業に従事している。

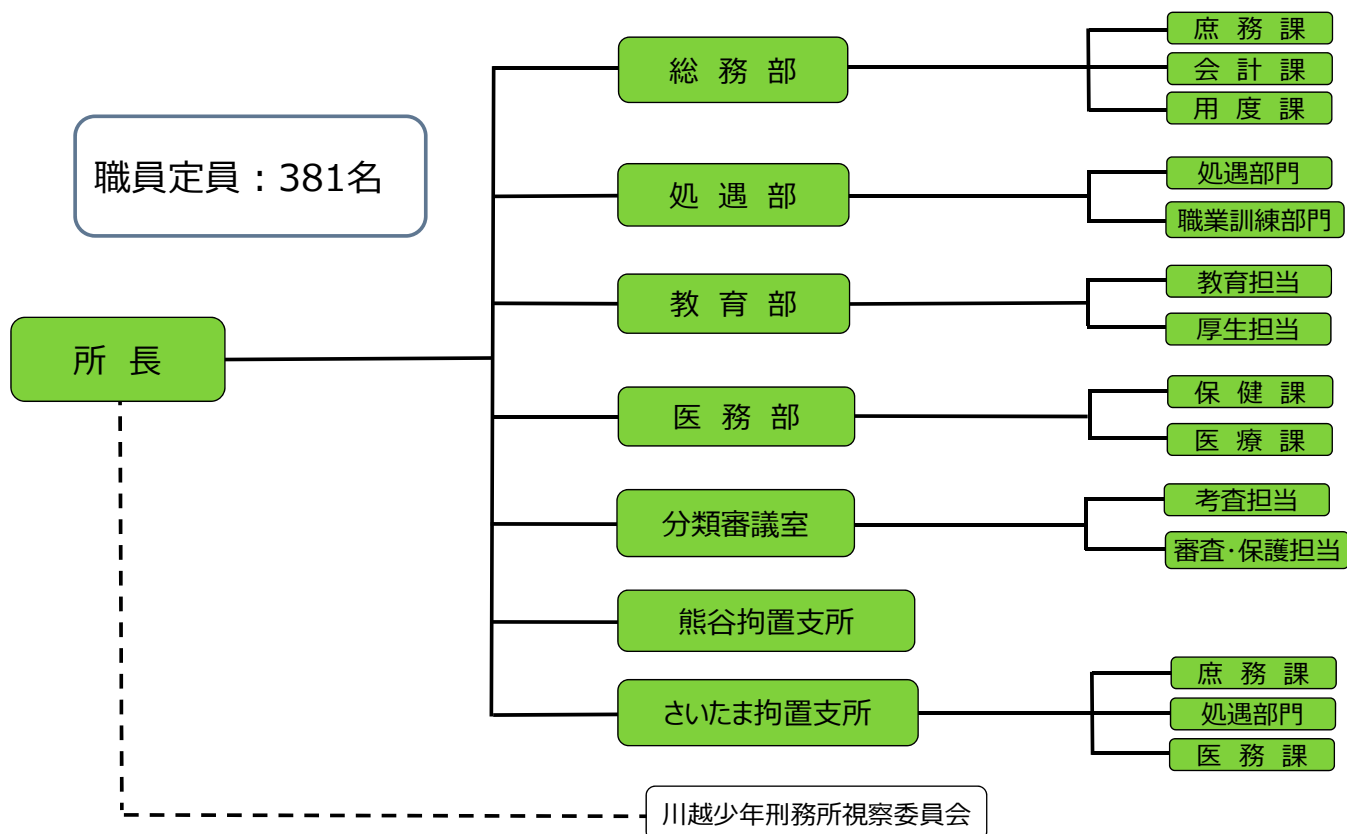


少年受刑者の処遇について －川越少年刑務所における実情－



※ 写真の被写体は、少年受刑者以外の受刑者が含まれている場合があります。また、一部、職員等による再現写真を含みます(以降のスライドにおいて同じ)。

川越少年刑務所の組織図



川越少年刑務所における少年受刑者処遇対象者の人数等

平成29年4月20日現在、**34名**の少年受刑者処遇対象者が収容されている。

(1) 年齢

年齢	20歳未満	20歳	21歳以上
人数	9	10	15

(2) 刑期

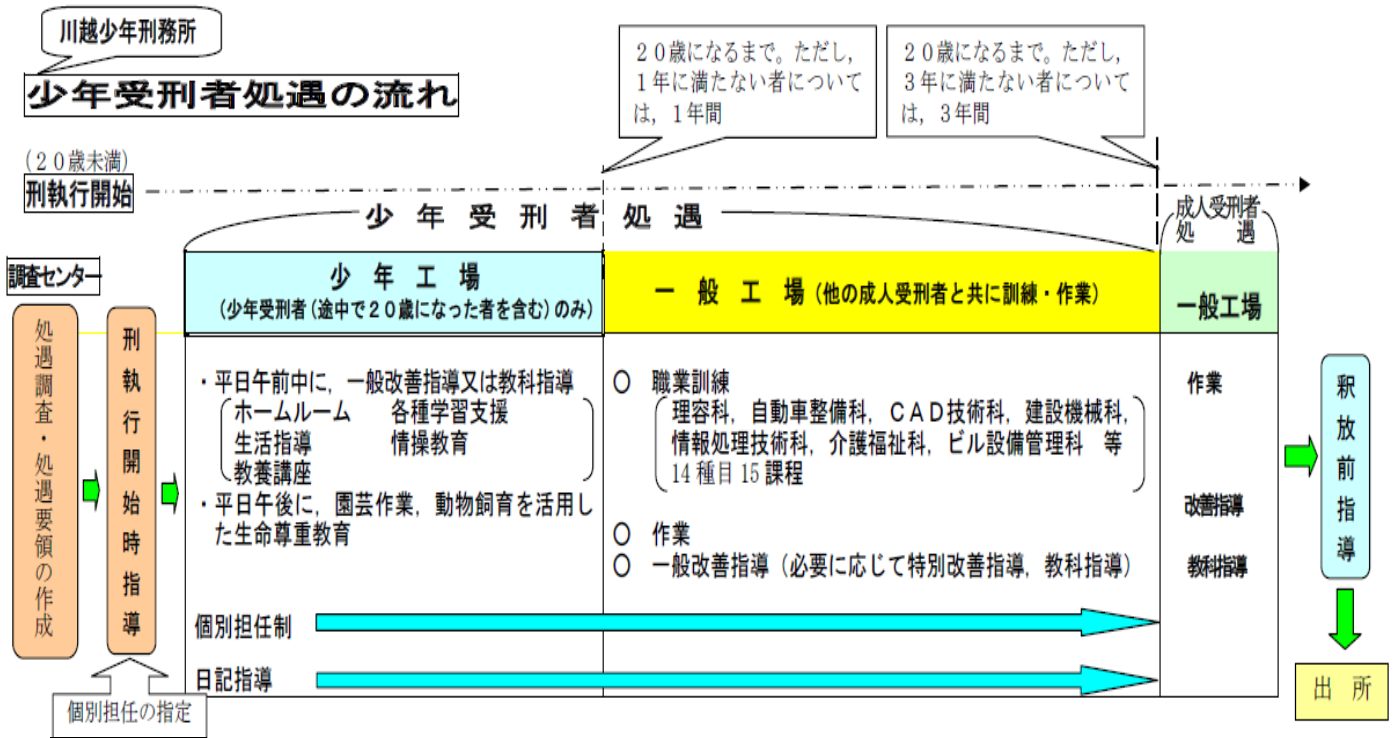
刑期※	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上
人数	1	2	12	11	8

※ 不定期刑については、長期で計算している。また、2刑以上を有している場合は合算の刑期を計上している。

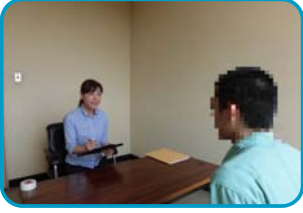



(3) 罪名

罪名	殺人、殺人未遂等	傷害致死等	強盗、強盗致傷等	強姦致傷、集団強姦等	危険運転致死等	無免許運転過失致死傷等	現住建造物等放火等	詐欺
人数	5	12	3	5	4	2	1	2

川越少年刑務所における少年受刑者処遇の実情①



川越少年刑務所における少年受刑者処遇の実情②

			
個別担任制 (3年間、日記指導、面接等)	少年工場の教育的働き掛け (授業)	有用な職業訓練 農業科 (園芸課程)	保護者等との関係保持 (保護者会実施)

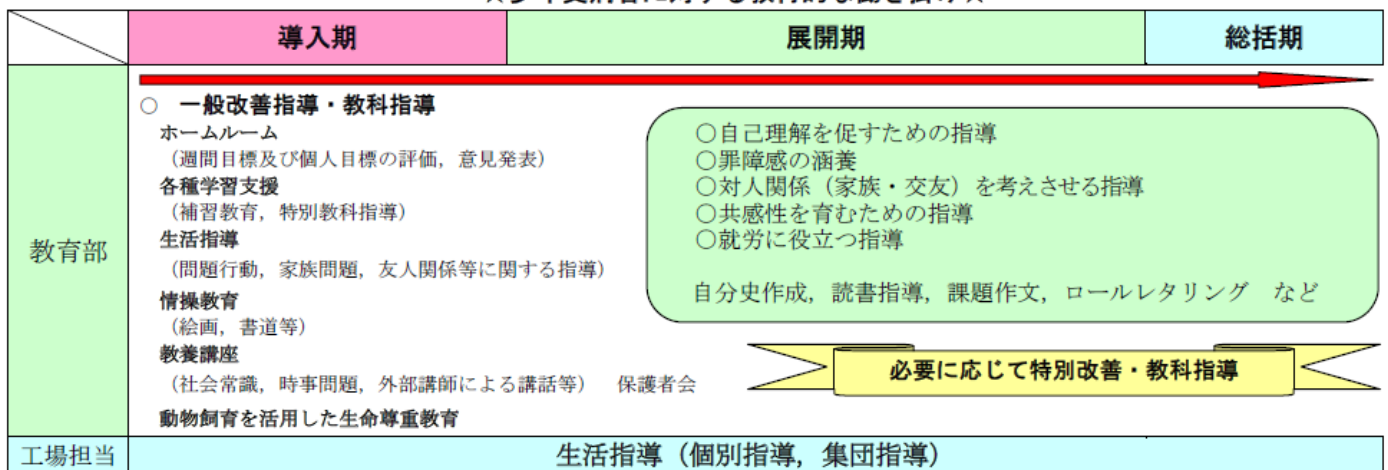
川越少年刑務所における少年受刑者処遇の実情③

少年工場の日課

曜日	時刻	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
	7:50	朝礼・安全指導・始業				
	9:00	一般改善指導				
	*9:00~ 9:15 (15分間休息)	ホームルーム 週間目標設定 個人目標設定 作業安全指導 意見発表	各種学習支援 教科学習 資格取得学習	生活指導 被害者感情理 解指導(課題作 文・ロールレタ リング等) 家族問題に関 する指導 友人関係に関 する指導	情操教育 絵画 読書 音楽 書道	教養講座 社会常識 就職・進路指 導 外部講師によ る講話 生命尊重指導
	10:30	更衣				
	10:40	運動				
	11:10	園芸訓練等				
	11:45	昼食・休憩				
	12:40	園芸訓練・作業				
		入浴			入浴	
	16:30	還室・点検				
	17:00	夕食				
		余暇時間 (日記記載・クラブ活動等)				

川越少年刑務所における少年受刑者処遇の実情④

☆少年受刑者に対する教育的な働き掛け☆



ホームルーム(月)



生活指導(水)



情操教育(木)



刑務所と少年院の処遇の対比

	少年院	刑務所	
		少年受刑者	成人受刑者
処分	保護処分	刑事処分	
処遇の内容	矯正教育 生活指導, 職業指導, 教科指導, 体育指導, 特別活動指導 生活指導が中心的位置付け	矯正処遇 作業・職業訓練, 改善指導, 教科指導 上記のうち, 職業訓練, 改善指導の比重が大きい	
処遇計画	個人別矯正教育計画 (3級→2級→1級)	処遇要領 (導入期→展開期→総括期) ※処遇過程はない	
1日の生活時間	原則として, 余暇時間等を除いて 起床から就寝まで 矯正教育を実施	矯正処遇の時間は, 原則として8時間以内。 夜間休日は余暇時間	
集団の単位	寮中心	工場中心	
処遇の 主担当者	寮担任, 個別担任 (終日)	工場担当, 個別担任 (平日の昼間)	工場担当 (平日の昼間)
在社会	退院者からの 相談制度あり (少年院法第146条)	出所者からの相談制度なし	

受刑者に対する就労支援対策について①

【就労支援対策の重要性】

平成27年の刑事施設再入所者の無職率 **71.8%**
 平成23年から平成27年間の保護観察対象者の再犯率
 有職者**7.7%**, 無職者**26.5%** (約3倍の開き)



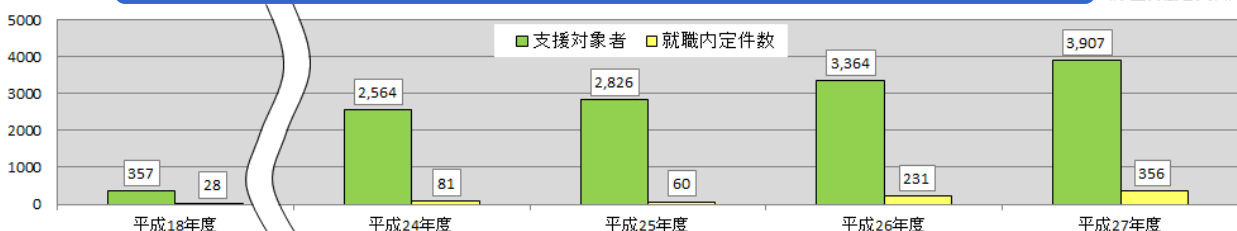
再犯の防止のためには就労を確保することが重要

【就労支援の取組】

刑事施設では, 出所後の就労に向けて, 受刑者に対して就労に関する改善指導や職業訓練を行うなどして, 就労に必要な知識・技能や資格・免許を身につけさせている
 平成18年度から, 法務省と厚生労働省が連携して, 刑務所出所者等に対する就労支援を実施

矯正施設在所中の就労支援実施状況の推移

(厚生労働省資料)



受刑者に対する就労支援対策について②



さらに、刑事施設内で受講した職業訓練や取得した資格等を就労に結びつけるためには、**求人と求職のマッチングを促進**することが重要



【ハローワーク職員の刑事施設駐在】

平成27年度から、ハローワークの相談員が施設に駐在し、より早期から、より濃密な支援を実施（平成29年度は25施設に拡大）

【受刑者等専用求人】

平成26年2月から、刑務所出所者等を雇用する意思のある企業が、**特定の施設を指定してハローワークに求人票を登録**することが可能となっている

【矯正就労支援情報センター（コレワーク）】

全国の受刑者等の職歴、資格、帰住予定地等の情報を一括管理し、企業に対し、**雇用条件に適合する者がいる矯正施設の紹介**等を行う

平成28年11月に東京と大阪の2か所で業務を開始

平成28年11月から平成29年3月までの間に、

・企業からの相談受付件数 **255件**

・雇用条件に適合する者がいる施設の情報提供件数 **1,292件**

→内定を得た人数 **13人**

（法務省矯正局調べ）



矯正 中核 収集
Correction, Core, Collection+Work